



鳥取市中心市街地活性化基本計画

～集い、つながる、とっとりのまち 山陰東部の都市核づくり～

平成30年4月

(平成30年3月23日認定)

第1回変更認定<<平成31年3月26日>>

第2回変更認定<<令和元年9月3日>>

第3回変更認定<<令和2年7月30日>>

第4回変更認定<<令和2年11月27日>>

第5回変更認定<<令和3年3月12日>>

第6回変更認定<<令和3年8月6日>>

第7回変更認定<<令和4年3月8日>>

第8回変更認定<<令和4年8月24日>>



はじめに



鳥取市は平成30年4月1日に中核市へ移行し、同時に山陰東部圏域全体の発展に向け連携中枢都市圏を形成しました。本市はその圏域における中心市として、経済や交流など様々な分野で圏域のリード役としての役割が求められています。

このような中、本市の中心市街地は山陰東部圏域の主要な交通結節点である鳥取駅が位置することで、その重要性が高まっています。また歴史や文化、伝統が育まれ、長い年月をかけて投資が集積されてきた本市の中心拠点であり、人口減少社会においても本市の持続的発展を図るため、今後も中心市街地活性化に向けた取り組みを進める必要があります。

このたび、平成25年3月に策定した「第2期鳥取市中心市街地活性化基本計画」の計画期間が終了することから、今後5年間の中心市街地活性化への取り組みを進めるため、新たな「鳥取市中心市街地活性化基本計画」（以下「本計画」）を策定し、国の認定をいただきました。

本計画では、広域から様々な人々が集うことで、地域や世代がつながり、賑わいや活力、交流のある、山陰東部の都市核としての中心市街地を目指すこととしています。その目標として「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」を掲げ、また地区別の方向性として、鳥取城跡周辺を「歴史・文化等を有する観光交流と、豊かな居住の舞台」、鳥取駅周辺地区を「山陰東部圏域の中心市の核として、駅を中心にさまざまな機能が集積する舞台」と位置付けています。

本計画の策定にあたっては、民間等で構成する検討委員会を設置するとともに、鳥取市中心市街地活性化協議会をはじめ、鳥取商工会議所、各商店街、地元自治会からの意見聴取、さらには市民アンケート、パブリックコメントの実施等、幅広い意見の集約に努めました。多大なるご尽力をいただいた多くの方々に対し、心から深く感謝を申し上げます。

今後も、民間と行政が連携して、魅力と賑わいのある中心市街地を目指すとともに、本市、さらには山陰東部圏域全体の発展に努めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成30年4月

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市中心市街地活性化基本計画

～目 次～

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 地域の概況	1
[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	4
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	25
[4] これまでの中心市街地活性化に対する取り組みの検証	33
[5] 中心市街地活性化の課題	45
[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	48

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置	50
[2] 区域	51
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	53

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標	61
[2] 計画期間の考え方	61
[3] 目標達成に向けた取り組み	62
[4] 目標指標の設定の考え方	66
[5] フォローアップの時期及び方法	78

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性	79
[2] 具体的事業の内容	80

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性	83
[2] 具体的事業の内容	84

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	
[1] 街なか居住の推進の必要性	87
[2] 具体的事業の内容	88
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	
[1] 経済活力向上の必要性	91
[2] 具体的事業の内容	92
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	105
[2] 具体的事業の内容	106
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
[1] 市町村の推進体制の整備等	109
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	115
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	125
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	127
[2] 都市計画手法の活用	128
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	128
[4] 都市機能の集積のための事業等	131
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	132
[2] 都市計画等との調和	133
[3] その他の事項	134
12. 認定基準に適合していることの説明	135